

一 規約委員會報告

委員長 八谷幸太郎

(1) 第十條を削除す

(2) 第十二條より第十五條を各第十條より第十八條と改正す

(3) 第十四條(旧第十五條)口を決算委員八を規約委員と改正す

(4) 第十九條として左の規約を挿入す

會長は運動の徹底事務の整正備を期する爲め大會開せられざる年に於ては全國事務會議を召集す。